

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第28号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
職員区分 \ 宿日直勤務の区分	通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務	職員区分 \ 宿日直勤務の区分	通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務
	円	円		円	円
第2条第1項第1号に該当する職員	<u>7,400</u>	<u>3,700</u>	第2条第1項第1号に該当する職員	<u>7,700</u>	<u>3,850</u>
第2条第1項第2号に該当する職員	<u>7,400</u>	<u>3,700</u>	第2条第1項第2号に該当する職員	<u>7,700</u>	<u>3,850</u>
第2条第1項第3号に該当する職員	<u>6,100</u>	<u>3,050</u>	第2条第1項第3号に該当する職員	<u>6,400</u>	<u>3,200</u>
第2条第1項第4号に該当する職員	<u>6,100</u>	<u>3,050</u>	第2条第1項第4号に該当する職員	<u>6,400</u>	<u>3,200</u>
第2条第1項第5号に該当する職員	<u>6,100</u>	<u>3,050</u>	第2条第1項第5号に該当する職員	<u>6,400</u>	<u>3,200</u>
第2条第1項第6号に該当する職員	<u>6,100</u>	<u>3,050</u>	第2条第1項第6号に該当する職員	<u>6,400</u>	<u>3,200</u>
第2条第1項第7号に該当する職員	<u>5,300</u>	<u>2,650</u>	第2条第1項第7号に該当する職員	<u>5,600</u>	<u>2,800</u>
第2条第1項第8号に該当する職員	<u>5,300</u>	<u>2,650</u>	第2条第1項第8号に該当する職員	<u>5,600</u>	<u>2,800</u>
第2条第1項第9号に該当する職員	<u>5,300</u>	<u>2,650</u>	第2条第1項第9号に該当する職員	<u>5,600</u>	<u>2,800</u>
第2条第2項に該当する職員	<u>6,100</u>	<u>3,050</u>	第2条第2項に該当する職員	<u>6,400</u>	<u>3,200</u>
その他の職員	<u>4,400</u>	<u>2,200</u>	その他の職員	<u>4,700</u>	<u>2,350</u>
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
職員区分	手当額		職員区分	手当額	
	円			円	
第2条第1項第1号に該当する職員	<u>11,100</u>		第2条第1項第1号に該当する職員	<u>11,550</u>	
第2条第1項第2号に該当する職員	<u>11,100</u>		第2条第1項第2号に該当する職員	<u>11,550</u>	
第2条第1項第3号に該当する職員	<u>9,150</u>		第2条第1項第3号に該当する職員	<u>9,600</u>	
第2条第1項第4号に該当する職員	<u>9,150</u>		第2条第1項第4号に該当する職員	<u>9,600</u>	
第2条第1項第5号に該当する職員	<u>9,150</u>		第2条第1項第5号に該当する職員	<u>9,600</u>	
第2条第1項第6号に該当する職員	<u>9,150</u>		第2条第1項第6号に該当する職員	<u>9,600</u>	
第2条第1項第7号に該当する職員	<u>7,950</u>		第2条第1項第7号に該当する職員	<u>8,400</u>	
第2条第1項第8号に該当する職員	<u>7,950</u>		第2条第1項第8号に該当する職員	<u>8,400</u>	
第2条第1項第9号に該当する職員	<u>7,950</u>		第2条第1項第9号に該当する職員	<u>8,400</u>	
第2条第2項に該当する職員	<u>9,150</u>		第2条第2項に該当する職員	<u>9,600</u>	
その他の職員	<u>6,600</u>		その他の職員	<u>7,050</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する

。